

Title	平安時代中期の国家意思決定と権力構造
Author	坂本, 祐里
Citation	市大日本史. 12 卷, p.86-117.
Issue Date	2009-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

平安時代中期の国家意思決定と権力構造

坂本 祐里

はじめに

平安時代中期は、一般的には摂関政治全盛期として、摂政や関白が国家において大きな権力を握っていた時代であると言われている。この時代の研究としては、以前は「政所政治論」という説が大きな影響力を持っていた。この説は、平安時代中期の政治の中枢は、摂関の政所であり、そこを中心として、摂関、およびその家司や関係者が大きな力を有していたという説である。

しかし六十年代以降、多くの研究者からこの説への批判が生まれてきた。土田直鎮氏は、当時の政治の中心は政所ではなくやはり朝廷にあり、太政官がその中心として政務を執っていたとした^①。また、橋本義彦氏は、院政期までを見通した研究から、同様に「政所政治論」を否定した。その上で、摂関の権力を、「一の人」として全廷臣の首に立つことや天皇との外戚関係など、政所での執務とは別の側面から規定した^②。

また近年では、このような「政所政治否定論」をさらに否定し、新たな見解を打ち出す研究も現れている。吉川真司氏は、律令制の延長線上に良房・基経の前期摂関政治をとらえ、これに対し、道長・頼通の後期摂関政治を「初期権門政治」として明確に区別している。この説によると、土田・橋本両氏が当時の政治の中心を太政官に置いたのに対して、諸権門・諸司の利害調整のための「公私混合」的な政治であったとしている^③。

このように、平安中期の国家権力のあり方についてはさまざまな説があるが、本稿においても、当時の国家権力はどのような人々がどのように行使していたのかという点について検討していきたい。これは、さまざまな方向から論じることのできる問題であるが、本稿では特に国家の意思決定という点から考えていきたいと思う。なぜなら国家において重大な問題が生じた場合、その問題解決の方法を決めるのは国家の意思決定であるし、またその問題解決に関わる人事を決定するも、国家意思の決定の問題である。つまり国家の意思決定は、国家におけ

るほぼすべての問題に関わってくる。このような点から、国家の意思決定に対する人々の関わり方を見ていくことで、国家権力のあり方を解明することができる⁽⁴⁾と考えるからである。

先行研究においても、国家意思の決定という観点から国家権力の所在について論じているものが見られる。倉本一宏氏は、一条天皇期の公卿議定の研究から「天皇と、天皇への親権行使者としての父院（もしくは国母）と、キサキや国母を介した外戚として天皇とミウチ関係にある摂関（ないしそれに准じる官人）とを構成員とする、「権力の環」の中のさらに中核的な部分」が、平安時代中期の政治を領導していたと述べている⁽⁵⁾。ただし、この意見に対しては曾我良成氏から、一条朝以外には適応できるのか、「政治」とは権力者の力関係程度のことなのか、権力者の個性により「摂関政治」をとらえることにならないのか、などといった問題提起がなされている⁽⁶⁾。

また大津透氏は、同じく「陣定」について検討し、そこで取り扱われる案件の重要性、天皇が「陣定」の結論を重視している事例などを取り上げ、「陣定」の意義を大きく評価している。氏の説は先に述べた土田・橋本両氏の説の流れを汲むものであり、平安時代中期においてもやはり貴族政権であり、諸卿が「陣定」などへの参加、話し合いを通じて国政を担っていたとした⁽⁷⁾。これに対し吉川真司は、「陣定」の国政における意義に否定的見解を示した。その上で、平安時代中期には律令太政官政務は形骸化し、天皇と摂関が重要事項の決定権を掌握していたとし、自らの「初期権門政治」論を裏づけている⁽⁸⁾。

以上のように、国家意思決定という観点から当時の権力構造について研究した論はいくつか発表されている。それを踏まえた上で、現在の研究に対する疑問を二点述べていきたい。まず一つ目の点として、国家意思決定の研究に関しては、平安時代後期、つまり院政期のものがほとんどであり、中期を中心として論じているものはかなり少ないということが挙げられる。もちろん中期について論じている論文がないわけではないが、それらも多くは院政期の検討が中心であり、中期は院政期の前提、もしくは比較対象程度に扱われることが多い状況である。そのため、摂関時代の問題として独自に検討する必要があると考えられる。

また二つ目の点としては、先に紹介したように、具体的な国家意思決定の事例から権力構造を分析するといった進んだ研究は見られるものの、国家意思決定とはどのようなものであるかという基本的な共通認識がまだ形成されていないという点である。もちろん「陣定」など個々の「定」に関する研究は行われている。しかし、それらは個別の研究に委ねられており、国家意思決定全体の構造を解明しているわけではない。

たとえば先ほど紹介した倉本氏の論文を取り上げてみる。氏の論では、公卿が行う「定」をすべて「公卿議定」と一括して論じており、議題や参加者、場の違いなどは一切考慮していない。そのため「本来は「陣定」において定められることが多かった事項を摂関や天皇などの権力中枢構成員が単独で決定した例」などといっても、何が本来「陣

「定」で取り扱われるべき議題なのか、また、単独で決定するというのは本当に例外的なことなのか、といった疑問が生じてくるのである。

これは、「陣定」が国家意思決定全体の中でどのように位置づけられるか、という認識が欠如していることに原因があると考えられる。そしてこのことは、多かれ少なかれ他の論者にも見られることである。

そこで本稿では、平安時代中期の国家意思決定の仕組みの全体を見ていくことで、当時の天皇や摂政・関白・公卿・院などといった人々が、国家においてどのような役割を担っていたのかという点について論じていく。その際、具体例を検討することで国家意思決定の制度的な面と実質的な面の両方から考えていきたい。なぜこの二つの面が必要になるかという点、制度がなければもたない国家運営などできない。ただ、実際は制度の中で権力を保障された者だけの意見で国家意思決定がなされるわけではなく、さまざまな方法で実質的に大きな権力を握るようになった者たちが、意思決定を行うに当たってさまざまな影響を与えてくるからである。このような理由により、以下制度的と実質的の両側面から検討していく。

なお本稿では、『小右記』『御堂関白記』『権記』の三つの日記を中心として考察を進めていく。この三つはそれぞれ重複する箇所も、また補完し合う箇所もあり、相互に比較しながら検討を加えていくことができるという利点を持っているからである。そのため、対象とする範囲が『小右記』の残存期間である天元五(九八二)年から長元五(一〇三三)年の五十年間になることをあらかじめ断わっておく。

一 平安時代中期の意志決定

本章では、平安時代中期の意思決定の仕組みとはどのようなものであったのか、具体的にはどのような内容の議題が取り扱われ、またどのような人々が参加するものであったのか、などの諸点について考える。

まず、「定」を

A 議定：基本的に公卿全員が招集され、参加する議定⁸⁾

B 議定：指名された特定の公卿や摂関が基本的には単独で行う議定⁹⁾というように、二つの形態に分けて論じていく。

「定」をどのようなものとして議論していくかは、論者によってまったく異なっている。たとえば倉本一宏氏は、「定」をすべて「公卿議定」として議論を進めている¹⁰⁾。一方大津透氏は、「定」という名がついていても「陣定」(ここでは公卿議定と同様の意味で述べているものとして)ではないものもあるとし、その例として季御説経の僧を定める場合などの人事案件を挙げている。そしてその上で、このような単独決定の事例は、「陣定」とは別にして議論すべきであるとしている¹¹⁾。

これに対して安原功氏は、単独で定める「定」とは、「陣定」の中でも最低執行人数で行われている場合のことを指すとし、全員参加のものとは区別すべきではないとした¹²⁾。また、佐々木宗雄氏は、これらとはまったく別の分類として、人事・受領統制・その他というように、議題の内容によって分類している¹³⁾。

それではこのような研究状況の中で、どうして先のような分類方法

を採用したのかについて述べていきたい。まず一つとして、公卿全員による「定」と単独の者による「定」では議論の進め方や、さまざまなたちが「定」における議論に対して影響を及ぼすその方法がまったく異なるからである。そしてもうひとつの理由としては、議題による分類は振り分けが難しく、また以下で述べるように、議題によってはその時々で定める人や方法が異なる場合があるからである。一方、後に論じていくように、定める人により分類する場合は、定める人に対して議題がある程度限定されてくる。つまり意思決定機構とはどのようなものかについて考える際には、「定」に参加する者の違いによって分類することで、最も表が整理され、後の議論につながっていくやすいと考えるからである。それでは以下、このA議定とB議定という分類にしたがって議論をすすめていくこととする。

なお、以下では、議題を提出する権利を「議題提出権」、それぞれの議題をA、Bどちらの議定にかけるかを決定する権利を「議題提出先決定権」として区別して論じていくこととする。

(1) A議定とB議定の議題による違い

本節では、A議定とB議定では具体的にはどのような議題が取り扱われるのかといったことについて考えていきたい。

日記による検討

まずは「定」に関する記事をまとめ、それぞれの議定で取り扱われる議題の違いについて見てみた。

表1を見ていただきたい。これは、日記の中で「定」が行われている議題が、それぞれどのような人々によって議論されているかによってA議定とB議定に分類し(どちらか判別したい場合は不明とした)、さらに説明の便宜上、これらを皇族・行事・外交・戦争・地方・賞罰・人事(恒常)・人事(臨時)・その他の9つにグループピングしたものである。皇族は、国家運営や皇族の動きに関するものであり、人事(恒常)は一度任命されたらある一定期間、その役職にあり続ける場合、人事(臨時)は特定の仕事のために一時的に任命する場合をいうこととする。ある項目について、A議定・B議定の一方しかない場合と、両方がある場合で、便宜上どちらかが五例以上多い場合、多い方に*印を付けて示した。

表1によると、外交・地方・賞罰に関するものはA議定で、人事(臨時)はB議定でそれぞれ議論されていることがわかる。また、人事(恒常)は、除目・叙位・受領功過についての議題はA議定で扱われるのに対し、昇殿・蔵人・検非違使などはB議定で取り扱われていることがわかる。つまり、

A議定：外交・地方・賞罰・人事(恒常)のうち除目・叙位・受領功過

B議定：人事(恒常)のうち昇殿・蔵人・検非違使・人事(臨時)というように、どの議定でどのような議題が扱われるかについては、あらかじめ決まっている場合があると考えられる。

一方、上記のような議題に対して、どちらの議定にかけられるかが

表1「定」の表

	議 題	A議定	B議定	不明	総数		議 題	A議定	B議定	不明	総数	
皇 族	御讓位、御即位事	1			1	人 事 (恒 常)	叙位	24*	2	19	45	
	立后		2*		2		小叙位		1	2	3	
	入内		5*	1	6		女叙位	4	1	13	18	
	元服	2	2		4		受領功過	28*	1	6	35	
	着裳		2*		2		昇殿		8*	8	16	
	お産		2*		2		藏人		7*	15	22	
	改元	2	1	3	6		檢非違使		3*	1	4	
	神鏡定	2*			2		大式事	1	1	1	3	
	行幸	3	8*	3	14		諸司別当	2	6	1	9	
	行啓	1	5		6		諸寺別当	7	3		10	
	御幸	1	2		3		造宮叙位		3	1	4	
	御葬送	1	1		2		人 事 (臨 時)	季御読経(僧)	1	40*	3	44
法事・供養	4	14*	9	13	御前僧			10*		10		
行 事	祭		13*	3	16	闕請		1	22*	3	26	
	大嘗会	1	3		4	仁王会(僧)		1	44*	4	49	
	賀茂祭	1	3	2	6	その他読経(僧)		4	49*	7	60	
	石清水祭		3*	5	8	奉幣使			47*	4	51	
	五節		6*	8	14	禊前驅			22*	2	24	
	相撲事	1	10*		11	即位侍從			1		1	
	競馬		2*	1	3	元日侍從			14*	3	17	
	行事有無	10	6	3	19	荷前使			21*	3	24	
外 交	唐・宋人定	10*			10	賑給使		1	8*	4	13	
	高麗事	5*			5	推問使		3	1		4	
	刀伊	2*			2	交替使	2	2	2	6		
戦 争	海賊事	1			1	山陵使		9*	1	10		
	合戦事	3	1		4	神宝使		1		1		
地 方	諸国申請	39*	6	6	51	拔穂使	1			1		
	不堪定	18*	2	10	30	宇佐使			1	1		
	愁訴	10*	1	2	13	諸卿分配	1	8*		9		
	造宮国宛	6	2	2	10	造宮行事		1		1		
賞 罰	罪名	9*		1	10	そ の 他	造大安寺事		1		1	
	恩赦	2*		1	3		焼亡	3*			3	
	放免	1			1		修理事	1			1	
	賞	1	1		2		位禄定	1	3	6	10	
人 事 (恒 常)	造宮賞	1			1		各種申請	4	1	2	7	
	除目	56*	2	36	94		神事	1			1	
	小除目	11	9	25	45		流星事	2*			2	
	女官除目		1	1	2		除疫病事	1			1	
					計		299	456	234	989		

その時々で判断されるものもある。表1をも
う一度見ていただきたい。皇族・戦争と分類
したもの多くはA、Bどちらの議定が多い
のか判別ができない。このように、議題の提
示先が定まっていけないものも、当時におい
てはかなりあったようである。この場合、議題
提出先決定者は誰であるのか、どのような場
合にどちらの議定にかけるのか、といったこ
とについては、次節や次章以降で述べていく。

儀式書による検討

次に、儀式書の中では「定」の議題と定め
る人がどのような関係になっているのか、と
いうことについて考えてみたい。

表2・表3を見ていただきたい。表2は、平
安時代中期の公卿藤原公任が記した有職故実
書である「北山抄」の中の「定」に関する項目
のうち、A・Bどちらの議定にかけるか
が記述されているものについてまとめたもの
である。これによると、「北山抄」ではやはり
どちらの議定にかえられるかが決まっている
ものがあることが判明する。また表3は、表
2に挙げられている項目について、表1の結

表3 日記・儀式書比較

	議 題	日記(表1)	儀式書(表2)
地方	諸国申請	A	A
	不堪定	A	A
人事(恒常)	除目	A	A
	臨時除目	?	B
	女官除目	B	B
	叙位	A	A
	女叙位	?	B
人事(臨時)	受領功過	A	A
	御読経事	B	B
	一代仁王会	B	B
	仁王会	B	B
	奉幣使	B	B
	賑給使	B	B
	交替使	?	A

表2 北山抄

	議 題	A議定	B議定
地方	諸国申請	○	
	不堪定	○	
人事(恒常)	除目	○	
	臨時除目		○
	女官除目		○
	叙位	○	
	女叙位		○
人事(臨時)	受領功過	○	
	御読経事		○
	一代仁王会		○
	仁王会		○
	奉幣使		○
	賑給使		○
	交替使	○	

(2) 議題と提出権・提出 先決定権

本節では、前節で述べた議定の議題を、どのように権力関係の分析に用いていくのかについて考えていきたい。

前節での検討により、A・Bどちらの議定でどのような議題が取り扱われるかは、あらかじめ決められている場合とそうでない場合があることがわかった。ここで問題となるのが、議題の内容と議題提出権・議題提出先決定権との関係である。

まず、A議定のもっとも典型的な形態である「陣定」についての儀式書の記述を見てみたい。

果と比較したものである。それらは(1)で検討した日記類による検討結果と基本的に一致していることがわかる。

以上から、儀式書の上でも、どのような議題がA・Bどちらの議定にかけられるかが、事前に決められているものがあるといえるのである。

【史料1】『西宮記』

一、陣定事

上卿奉勅仰外記、廻告諸卿、諸卿参会、上卿伝勅旨、若有文書、以其文見下、諸卿一々陳所懷之理、自下申上、旧例、自上定下、上卿或令参議書定申旨、付頭藏人奏聞、軽事以詞奏、

これは一〇世紀の儀式書である『西宮記』にみえる「陣定」に関する記述である。これによると「上卿伝勅旨」とあるように、「陣定」(A議定と考えることとする)の議題を提出するのは天皇であるとされている。また、議題を提出する際、まず天皇から上卿に勅の形で議題を提示し、上卿の方から諸卿に「定」の開催を伝えさせる、つまり(天皇↓上卿↓諸卿)という形を取るのである。それでは、B議定の場合であっても天皇が議題を提示しているのだろうか。次の史料を見ていただきたい。

【史料2】『権記』長徳四(九九八)年三月五日条

又依勅仰大臣、可被行臨時金剛般若御読経、僧名可定申、依諸道勘申、為攘灾、殊可被行也、大臣令右大弁書僧名、又令陰陽寮勘日時令奏、廿口、勅曰、自十一日可令轉読、

この史料に「依勅仰大臣」とあることからわかるように、B議定で取り扱われる読経の僧名について、天皇の勅により議題の提示を行

っていることがわかる。以上から、A・B両議定とも議題は天皇が提出しているといえる。

一方、議題提出先をA・Bいずれか決定するのかわかるといふことについては、この史料からは読み取れない。議題提出先決定権に関しては、前節で述べたように、「定」にかけられる議題には、その提出先が決められているものも多い。この部分において、議題提出先決定権はまさに形式的なものとなるであろう。ただし、このように提出先が決められている議題であるにも関わらず、別の議定にかけられた事例もわずかながら見られる。表1を見ていただくと、*印を付けた議定の中にも対応する議題の数値がゼロにならないものが見られる。たとえば除目は、原則としてA議定で定められることになっている。しかし、表1ではB議定で取り扱われた事例が二例ある。この点については、次の史料を見ていただきたい。

【史料3】『小右記』長徳三（九九七）年七月九日条

今日除目、左右大将・民部卿如元、左大将内大臣、右大将道綱、民部卿懷忠、春宮大夫道綱、大藏卿左大弁扶義、民部少輔大江清通、辞伯耆守者也、恩被抽任民部少輔、未得厥心、伯耆国已亡幣、仍所辞退也、随申請被任京官、天恩之甚左府之所奏行也、伯耆守源政職、造朱雀院馬場功、撰津守藤原理兼、去年任尾張守者也、而称被国不和、申此国、可謂意、豈是聖務乎、尾張守藤原知光、今年任撰津守者也、而今被任在此国、近代之除目只在人心、民部少輔及兩國相替事、左府殊所奏定、天

下貴賤弥以歎悲、大臣召及今度除目乱世政也、今日雖有陣召不参入、

これは除目の様子を示す史料である。ここでは「左府殊所奏定」、すなわち公卿が話し合うべき除目を左府が単独で定めてしまったとして、筆者である藤原実資も「天下貴賤弥以歎悲」「乱世政」と、大いに嘆いている。

このように、実質的に議題提出先が決まっていると考えられるものであっても、その時々事情によって異なった議定にかけられることもあるのである。変更の理由については次章で述べるが、細かな基準があるわけではなく、議題提出先を決定する者の主観による場合も多かった。よって次章では、具体的な議題提出事例を検討していくことで、議題提出、および議題提出先決定に関して、どのように人々の意思が働き、どのように決定されていくのかについて考えていきたい。

(3) 小括

どのような議題がA・Bどちらの議定にかけられるかを決定するには、二つの基準がある。一つ目は議題提出先がほぼ決まっているが、その時々で変更可能なものである。ただし、変更可能であるとは言っても、その制約の度合いは比較的強く、原則と違った「定」が行われた場合に非難を受けることもあった。そしてもう一つが、議題提示先の決定に際し、その制約の度合いが低く、どちらの議定にかけられる

かはその時々で決定されるものである。どのような基準によって議題提出先を決定しているのかについては、慎重に検討する必要がある。ここで、次章以降で扱う。ただ、どちらにしろ、議題提出権、および議題提出先決定権を握る者は大きな権力を有することになると考えられる。

二 特徴的な実例の検討

本章では、意思決定における人物関係、権力関係を示す具体例を抽出・検討することで、当時の権力の所在・人々の役割について考えていきたい。

(1) 議題の提示に関する実例

1. 議題提出権者

議題提出に関しては、前節でも述べた通り、A B両議定とも、基本的には天皇がその権利を握っている。しかし、このことについて表4を見ていただきたい。これは『小右記』の中で、議題提示が行われているように見える事例を取り上げたものである。この表によると、公卿・摂政・関白など、天皇以外の人物が議題を提示しているようにみえる事例がある。これは、議題提出権が天皇に属するという先の考えと矛盾するように思われる。そこで以下、これらの事例について検討していきたい。

①公卿

まず、左大臣が「御消息」「命」「云」「仰」などといった形で、

「定を行うように」と述べている例がいくつかある¹⁵⁾。ではこのような事例についてどう考えていくべきか。これらを文面通りに読めば、左大臣が議題を提出しているようにも考えられる。しかし私は天皇と左府の関係を次のように考える。

それは、議題提示の過程の問題である。前章でも述べたように、「陣定」においては、議題を提示する際には《天皇↓上卿↓諸卿》という形を取るとされている。これを踏まえた上で次の史料を見ていただきたい。

【史料4】『小右記』長和四(一〇一五)年閏六月五日条

頭中将云、昨夕左相府云、今日参内可定申改元事・相撲有無事・施米事等、

史料4は、天皇の病および疫病流行のため、相撲節会を中止するかどうか等に関する記述である。これによると、四日のこととして、左大臣(道長)が「可定申…相撲有無事」と述べている。この史料のみをみれば、あたかも左大臣が議題を提示しているように見える。しかしこの見方を覆す史料がある。それが次の史料5である。

【史料5】『御堂関白記』長和四(一〇一五)年閏六月四日条

資平朝臣来仰云、世間病惱甚盛、此間有相撲召合如何、可定申、

表4 議題提示の事例 (小右記)

天皇	摂政・関白	年	月	日	議 題	提出者	
円融	関・頼忠	天元5(982)	正	5	叙位	天皇	
				9	檢非違使	天皇	
				26	諸祭延引	天皇	
			2	4	檢非違使	天皇	
				7	海賊	天皇	
				9	国宛	天皇	
				17	行幸	天皇	
				27	群盜横行	天皇	
一条	摂・兼家	永祚元(989)	正	23	叙位	摂政	
			6	24	奉幣使	左府	
			10	2	天台濫行事	左府	
	(内・道長)	長徳3(997)	6	13	高麗事	天皇	
			10	1	高麗事	天皇	
		寛弘2(1005)	9	4	(陣定)	左府	
		寛弘5(1008)	8	28	諸司累代物損失	天皇	
三条		長和3(1014)	正	6	受領功過	天皇	
				23	受領功過	天皇	
		長和4(1015)	5	5	仁王会	左府	
			5	11	大極殿事	左府	
			閏6	5	改元・相撲・施米	左府	
				15	造宮賞	天皇	
				10	荷前使	天皇	
				12	造宮事	天皇	
		長和5(1016)	正	10	受領功過	左府	
	摂・頼通	寛仁元(1017)	8	9	除目	摂政	
				17	一代一度仁王会	摂政	
				12	2	行幸の賞	摂政
	関・頼通	寛仁4(1020)	10	28	定延引	関白	
		治安元(1021)	正	6	受領功過	関白	
			2	13	奉幣使	関白	
				12	22	公卿分配	関白
		万寿4(1027)	8	4	申請事	天皇	
				11	10	(陣定)	天皇
		長元2(1029)	2	11	奉幣使、仁王会	天皇	
			9	14	季御説経	関白	
		長元3(1030)	4	11	国宛	関白	
			6	23	追討下文	天皇	
			8	28	八省・豊楽院造作事	天皇	
		長元4(1031)	正	5	叙位	天皇	
			7	18	仁王会	天皇	
		長元5(1032)	6	22	御説経僧名	関白	

この史料によると、四日に資平が道長の元にやってきて「有相撲召合如何、可定申」、つまり相撲の有無について「定」を行うようにという天皇の仰せを伝えている。資平は当時天皇の藏人であった人物であり、彼自信が道長に指示を出すことは考えにくく、天皇の意思を伝えただけであるとみた方がよからう。ここで両者をあわせて考えると、「天皇↓上卿↓諸卿」という流れを見ることがができる。つまり左大臣などの議題提示とは、この《上卿↓諸卿》の部分のみが日記に史料として残ったものであるのである。

このように、必ずしも左大臣が議題を提示しているわけではないと考えられる。つまり、左大臣以外の公卿の場合も同様に、議題は提示していないといえるであろう。そもそも天皇でも摂関でもない一般公卿が議題提出権を持つのであれば、国家の意思決定としてはまったく秩序を失い、混乱をきたすことになるであろう。そういう点からも、天皇幼少期など一部の例外を除き(以下で詳しく述べる)、天皇がすべての議題提出権を有すると考えるべきなのである。

② 摂政

摂政の職務は、天皇の幼少期にその職務を代行することであり、議題提出に関しても摂政が行っている。また表4からもわかるように、摂政在任中は天皇による議題提出の実例は見られず、摂政は天皇の議題提出権を完全に代行していることとなる。逆に言えば、天皇は幼少で判断力の乏しい時には議題提出を行えないのである。したがって、議題の提示は儀礼的なものではなく、一定の判断力・決定力が必要とされたと考えられる。

③ 関白

関白が議題提出を行っているように思われる実例も、いくつか残されている。ただこれについては、三章で別に論じることとし、ここでは結論のみを述べるにとどめておく。結論としては、関白は議題を提出する権利は有さず、関白が議題を提出しているように見える事例も、最初に提出するのはあくまでも天皇なのである。

以上のように、議題を提出しうるのは、実質的には天皇とその代行としての摂政という二者のみなのである。次に注目したいのは、議題は必ず天皇や摂政からの一方的な提示を待たなければならないということである。定める人の側から、その時点で問題となつていふことについて、定めたいと申し出たり、自発的に議定を開いたりするような事例はまったく見られないということである。次の史料を見ていただきたい。

【史料6】『小右記』寛弘二（一〇〇五）年十一月十六〜十七日条

（十六日）左府云、明日可定雑事、諸卿可参入者、（中略）、入夜参中宮、乍立帰、詣左府宿所、卿相多会谈雑事、相府深嘆恐所焼損事、（十七日）参内、左大臣以下参会、右大臣・民部卿・大藏卿・宰相中将不参、今日大祓、式部大輔依左府着行、此間定申神鏡損事、其定趣者可改铸欵、将如何者、諸卿定申旨一同也、神鏡趣并相准事等、先令勘諸道、可被定欵、若可改铸者、以俗銅不可混神物、以所烧遣神物只可奉斎欵、猶可被安置、鏡鉢新以銅奉铸、相副安置如何、抑先令進道々勘文、後又令祈申伊勢太神宮、兼依御占

可被铸造欵、昨或識者卿相等於左府宿廬、有可加铸之議、余不甘心、今日未有事定之前、於殿上談彼之、今及定時、変昨議從愚案如何、定申詞左大弁書是、左府令奏聞、被仰可令諸道勘申之由、

これは内裏の焼亡の際に焼損した神鏡を改铸するか否かを決する議定の様子である。これによると、「左府云、明日可定雑事、諸卿可参入者」とあつて、まず議定の前日に天皇からの議題が提示されている¹⁶。ところが「詣左府宿所、卿相多会谈雑事」とあるように、その夜、実際に議定を行う前に左府の宿所に多くの公卿が集まり改铸の是非について話し合つていふ。このこと自体も、実資が「余不甘心」述べていふように、問題があると言えるかもしれない。しかし、たとえ問題のある状態だとしても、ここでの議論は私的なものにはすぎず、翌日の議定を経なければ国家の決定とはなりえなかつた。

この例からもわかるように、国家に関することを決定するには、議題提出権者による議題の提出を待たなければならず、基本的には天皇がいなければ国家は運営されないということになるのである。このように考えると、議題提出権というものは、国家意思決定におけるもっとも重要な権力の一つであると言えるであろう。

2、議題提出先の決定

それでは、議題提出権者が提出する議題の提出先はどのように決定されるのか、また、それはどのような人が決定するのか。このことについて考えていきたい。前章でも見てきたように、議題の提出先が事

前に決められている場合も多い。ただその中でも、もともとA議定で定められるべきとされていたものをB議定で行わせる場合や、そもそもA・Bどちらの議定に提出すべきかが決められていない場合がある。このような場合の議題提出先決定者や決定方法を見ていくことで、当時の権力構造を考える一端としたい。

①議題提出先決定者

議題提出先を決定するものとしてまず挙げられるのは、やはり天皇である。次の史料を見ていただきたい。

【史料7】『小右記』天元五（九八二）年二月七日条

下官奏云、月来海賊蜂起、縁海調庸、已以難運、愁苦無極、往還、其計如絶、就中間者、賊徒打鼓叩金、劫往還人、掠隨身物、似無朝威、早可被定仰欵、仰云、左大臣与諸卿相共可定申者、

ここでは、「下官奏云」と藏人頭実資が奏上したのに対して、「仰云、左大臣与諸卿相共可定申者」とあつて天皇が受け、その場で左大臣と諸卿で定めるように（＝A議定）と命じている。これによれば、議題提出権を持つ天皇がそのまま議題の提示先を決定することもできると考えられる。

しかしその一方で、天皇以外の権力者が実質的に議題提出先を決定するということもある。次の史料を見ていただきたい。

【史料8】『小右記』長元四（一〇三二）年七月二三日条

頭中将隆国伝関白御消息云、有月蝕變、早被行仁王会尤可佳、廿五日可定行者、前日所令定也、又云、相撲楽不可被行欵、月蝕皆既、御慎不輕、若楽有無可令諸卿定申欵、次日相撲可改欵、已存式日、必不可延乎如何、余答云、至召合従事延縮、不可謂存式、是臨時小儀、仍有延縮、延喜以後無坎日例、又月蝕變雖理食皆既、已蝕尤可驚恐、月内拳楽不快事也、不可及諸卿議、

この史料では、相撲節会の楽の有無を定めるに当たり、「関白御消息云、…可令諸卿定申欵」とあるように、関白頼通が実資に諸卿に定めさせるべきかと尋ねたのに対し、実資は「不可及諸卿議」としてB議定の形での決定を促している。

これに関連して表5を見ていただきたい。この表は本稿が対象としている五十年間における相撲楽に関する記事を順に抜き出し、それぞれA、Bどちらの議定にかけられるかをまとめたものである。これによ

表5 相撲楽の有無定

日	時	議定
長徳3	(997). 7. 28	B
長保2	(1000). 7. 13	B?
寛弘元	(1004). 7. 17	A
寛弘7	(1011). 7. 5	B?
寛仁2	(1018). 7. 17	A
寛仁3	(1019). 正. 14	A
長元4	(1031). 7. 23	B

ると相撲節会の楽の有無に関する事例は七つあり、それぞれA議定で定められる場合とB議定で定められる場合がある。このことから、相撲節会の楽の有無に関して議題提出先は決められておらず、その都度決定するものであると考えられる。今回の事例においても、実資が諸卿の詮議に及ぶまでもないと

してA議定の開催を見送る意見を述べている。

このような重要公卿の間での議題提出先の決定は、この二人に限ったことではないと考えられる。次の史料をみていただきたい。

【史料9】『御堂関白記』寛仁二（一〇一八）年九月二十九日条

此日有陣定云々、資業朝臣来云、撰政消息、可遣陸奥推問使、諸卿等定申云、民部丞藤原□等問者、為輔大不合者、不能遠行、□宜歟者、返事云、唯以可然者可遣、如此事余非可定申、

これは、推問使として遣わす者を決める「陣定」の様子を示す史料である。この中で「撰政消息、…宜歟者」とあるように、撰政頼通が、道長にこの問題の結論について、意見を仰いでいる。この史料は、議論の結論についての話し合いを示したものであり、議題提出先決定の史料というわけではない。しかし、議題提示という大きな問題についても同様に、撰政頼通と道長との間で、話し合いがもたれていたと考えることができるであろう。

また、道長が亡くなったのは万寿四（一〇二七）年十二月のことである。一方、関白頼通と右大臣実資とが話し合つて議題提出先を決定する記事の初出は『小右記』長元四（一〇三二）年三月十四日条であり、これ以後散発する。つまり、道長の生前は関白と道長の間で議題提示の話し合いが行われ、その死後、次席の実資との話し合いに切り替えられたのではないだろうか。このことから議題提出先の決定には、そ

の時々の権力者が大きく関与してきたものと考えられるのである。

② 議題提出先決定の要素

それでは、議題提出先を決定する場合、何を基準として決定するのであるか。ここで参考となるのが次の史料である。

【史料10】『小右記』天元五（九八二）年二月九〜十日条

（九日）依召参内、豊楽院東西楼・堂々・大藏省并北大垣等破壊傾倒、前年仰諸国令修造、忽依造宮、于今停滞、同仰造門行事上卿可令行其事、若可令分配諸国欵如何、太相国可定申者、

（十日）参殿、申昨日勅命旨、被奏云、豊楽院等修理事、事已大事、可令諸卿定申者也者、被仰云、羅城門・武徳殿等同可在此中者、

これは、豊楽院の修理を行う際の諸国への負担分配を決める議定の様子を記した史料である。この例では、豊楽院の修理に関する「定」を行うにあたり、天皇から太相国に対して定めるようにという命が下つたが、太相国は「事已大事」であるため「可令諸卿定申」、つまり諸卿に定めさせるべきであるとしてA議定の開催を要望している¹⁷。A議定にかけるか否かを決める際に、議題の重大さが一つの基準となつていたことがわかる。ただ、その議題が「事已大事」であるかを決定する基準は特に見られず、その時々の決定者の裁量によるところが大きかつたようである。先の史料8でも関白だけでは判断できずに実資の意見も聞いている。このように、「事已大事」という一定の基準は

あったものの、その基準をどのように扱うかは、結局は議題提出先決定者に任されていたと考えられる。

3, 参加公卿の指定

(2) で述べてきたように、提出先があらかじめ決まっていな場合、「事已大事」かどうかという基準でもって、議題がA・Bどちらの議定に提出されるかが決定される。ただその上で、表6を見ていただきたい。これは、「定」の議題提出先を示す際、特に特定の公卿の参加を要求している事例をまとめたものである。この表からもわかるように、A議定に特定の公卿に参加するように要請したり、B議定の上卿の辞退を拒否したりする事例が見られる。具体的に、どのような場合にどのような人物の参加が要請されるのか、以下見ていきたい。

① A議定

A議定については、次の史料を見ていただきたい。

【史料11】『小右記』万寿元(一〇二四)年十一月二五日条

廿八日有可定申事、可催諸卿由、仰大外記頼隆了、就中権大納言行成・皇太后宮大夫道方・左大弁定頼、必可参由殊可示事仰之、依可有不堪佃田定也、歴大弁之上尤可預之故也、

ここでは右大臣実資が諸卿全体に「定」への参加を要請した後に、「必可参由殊可示事仰之」と、さらに三人の公卿に参加を特に要請し、その次に「依可有不堪佃田定也、歴大弁之上尤可預之故也」と、要請

表6「定」への参入要求

年	月	日	要求した者	要求された者	内 容
寛弘 8 (1011)	8	15	左大臣	実資、公任	実資参入せず
長和 4 (1015)	12	13	天皇	左大臣	参入拒否→○
寛仁 2 (1018)	4	5	摂政	実資	参入拒否→×
寛仁 3 (1019)	9	22	入道殿	実資、公任	実資参入せず
万寿元 (1024)	2	27	関白	実資	上卿辞退→○
	11	24	右大臣(実資)	行成、道方、定頼	(不堪定のため)
万寿 4 (1027)	9	8	?	斎信、行成	(不堪定のため)
	12	19	?	実資	上卿辞退→○
長元 2 (1029)	9	7	?	実資	上卿辞退→○

○…参入拒否が認められる場合 ×…参入拒否が認められない場合

の理由が付されている。この例のように、理由があつて参加を要求し、実際に要請された公卿が全員議定に参加して議定を行った例もある。またそれ以外に、参加を要請する理由については特に触れられないもの、上臈の公卿(実資や公任)への要請の多さからみて、議論をスムーズに進めるために優秀な公卿への参加を要請したのではないかと考えられる事例も多くなっている。

② B議定

B議定においては、上卿として参加を要請された公卿が、所労や物忌などの理由で上卿の辞退を申し出ることがある。この際、その申し出が認められる場合とそうでない場合がある¹⁹⁾。それでは両者にはどのような違いがあるのであろうか。

表6からもわかるように、上卿の辞退に関しては、実際は認められることの方が多い。B議定で定められる内容は、臨時的な人事などの雑事が多く、誰が定めるかはそれほど問題とならないからではないかと考えられる。また、特に辞退の申し出が拒否された事例を見ると、特に理由が記述されているわけではない。その意味で、上卿の辞退を

受け入れるか否かという点に関しては、やはり議題提出先決定者の意向が大きく反映されることになると言えるであろう。

以上のように、議題の提示という点に関しては、議題提出権を持つ天皇以外に、議題提出先決定権者、具体的には摂関や上級公卿の役割が大きくなってくる。なぜなら、議題提出先を決定する権利を握っているということは、国政の方向性を決める可能性を有しているからである。また、いくら議題提示先を決定しても、実際に議題が提示されなければ、国政は運営されない。その意味で、議題提出権を有する天皇の役割もやはり無視できないのである。

(2) 議論の内容と最終決定に関する実例

それでは次に実際の議定の過程や決定方法の実例を見ていくことから、当時の権力構造について考えていく。その際、A議定とB議定の違いも考慮に入れながら議論を進めていきたい。

1, A議定

大津氏や倉本氏など、「陣定」の研究者の多くも述べているように、A議定の代表例といえる「陣定」では、公卿による議論は行われるものの、必ずしも意見統一を図る必要はなく、最終的な決定は天皇に任されている。まずは、このことについて具体例から実証していきたい。

【史料12】『小右記』治安元（一〇二二）年十二月二十七日条

次給不堪解文并目錄、史覽目錄、宣云、依諸卿定申行、

これは、不堪佃定が終わった後の史料であり、公卿議定での決定を天皇に奏上したところ、「依諸卿定申行」とあるように、天皇は諸卿の決定の通りに行うようにと述べている。A議定での決定は尊重はされるものの、その決定だけで国家の決定となることはなく、あくまでも天皇による決定が必要なのであった。また事例としては少ないものの、天皇が公卿の決定と意見を異にしたときには、その決定を変更することも可能であった。次の史料を見ていただきたい。

【史料13】『小右記』治安二（一〇二三）年四月三日条

以頭中将令奏、先持向関白宿所之間、縁時剋可推移、参上殿上祓候、良久後返給、於射場給之、頭中将伝勅語云、季定去年除目任修理亮、而兄ム、元居修理亮、兄弟有忌、以季定任畠書助、以畠書助功則長藏人、可任修理亮、但更不可奏、直裁除目可下給者、

これは、公卿による除目が行われた後、天皇にその決定を奏上した際の記述である。この史料によると、「直裁除目可下給者」とあつて除目での決定を天皇が直接変更している。この史料により、先行研究は妥当であり、本論文においてもA議定の最終決定権は天皇にあると考えてよいことが確認される。

このように、A議定における最終決定権は天皇にあり、公卿たちも意見統一を図る必要がないことから、A議定における決定はあくまでも参考意見にすぎず、その役割を過大評価すべきではないと言えるか

もしれない。たしかにそのような面はあるであろう。しかし、もしその議論をうまく左右することや、天皇による最終決定権に介入することができるなら、公卿と天皇の両方の承認を得た決定として大きな力を持つことができると考えられる。

そこで、A議定における決定の内実をうかがうことのできる具体例を取り上げ、さらに検討していきたい。

【史料14】『小右記』長徳三（九九七）年四月五日条

左大臣依喚參上御所、頃之復陣、仰諸卿云、大宰前帥・出雲權守藤原朝臣可霑去日廿五日恩詔乎否、不可召上欵、雖潤恩詔尚可在本所欵、其間定申者、右大臣・左衛門督・宰相中将定申云、件兩人罪潤恩詔欵、但至召上事可被下勘明法家也者、左大將・民部卿申云、罪可霑恩詔、於召上事、可被尋先例也、余・平中納言・右衛門督・勘解由長官申云、罪可潤恩詔、依免犯八虐之文、但至于召上事只在勅定、左右難定申、左大弁申云、罪可潤恩赦、又乍潤恩詔猶在本所者、余竊思、惟法条之所指、已以分明、然而不可敢申、左大臣定申旨不慥聞、左大臣以各申旨銘心、起座參上御所、良久還着便座、示諸卿云、前之非常大赦之時、如此之流人、殊有所思食有召上之例、何矧罪潤赦令者、可召上者、左大臣召大外記致時朝臣、令勘申召流人使之例、

これは、流罪となっていた大宰前帥藤原伊周と出雲權守藤原隆家に

対し、恩詔をどのように適用すべきかを議論したものである。ここでは、恩赦の決定に関する議論において、諸卿がさまざまに意見を提示したのに対し、「左大臣定申旨不慥聞、左大臣以各申旨銘心、起座參上御所、良久還着便座、示諸卿云」とあるように、左大臣道長は自らの意見を述べずにそのまま御前に參上し、しばらくして戻ってきて、諸卿に意見を述べた。それにより、最終的には諸卿が述べたのと別の意見が国家の決定とされたというものである。

この史料には二つのポイントがあると考えられる。一つ目は、本来は全員が意見を述べ、それぞれの意見を併記して天皇に奏上すべきであるところ、左大臣が意見を述べないまま御所に參上し、帰ってきてから意見を述べたということである。つまり天皇と左大臣が相談していた可能性があるのである。相談して天皇が納得した上で左大臣が意見を述べたのであるから、当然その意見が国家の最終決定となるのであった。

次に二つ目のポイントは、このように天皇と左大臣の話し合いにより実質的には最終決定が成されているにもかかわらず、左大臣は一度陣に戻ってきて、自らの意見として「陣定」の場で発言している点である。このことは、実質はどうであれ、国家としての決定のためには、A議定にかけるという形式が必要だったことを示している。次の事例も、A議定の決定について考える上で興味深い。

【史料15】『小右記』寛弘二（一〇〇五）年八月二一（二十四）日条

（二一日）余次直捐入、諸卿相同、南殿・御前等事了右大臣候殿

上、左大臣以下着陣、可有大宰言上宋人定、而仗座有饗、大臣徘徊壁後、仰左大弁令擬饗之後着仗座、定可安置宋人之否由、左大臣・右大臣・左兵衛督申云、宋人定年紀可来由給官符了、而不待彼期早来、若可被追却者、早任彼官符可被追却欵、宋人若有申待便風可罷歸之由、随又可裁許者、有追却名、自廻一兩季、不異安置、若然者偏可被安置欵、件事左府定申旨也、右大臣初定申旨相異、書定文之間、追問左府定可奇也、下官以下只季紀被定下了、而隔一季帰朝、不可然、早可追却之由定申了、左衛門督依宮仁王会事退出、不預此定、令見左府気色、似可被安置、諸卿只申道理、唐物内裏焼亡間悉以失了、殊選可然之物被交易有何事乎、右大臣以下兩三卿相密語也、

(二四日) 左頭中将来談云、宋人可被安置之由云々、須候天氣可慥示送者、少選示送云、可安置之由被下宣旨了者、

これは許可を得ずに来日した宋人に対し、どのように対処すべきかを議論する「定」の様子である。ここでは、宋人を安置するか否かという点について、左大臣道長以下三人は「宋人若有申待便風可罷歸之由」と述べ、この意見が議論での多数意見とは異なったにも関わらず、最終決定意見となっている。実資はこの決定に対し、「令見左府気色、似可被安置」、すなわちこれは左大臣の意見であり、道理とは異なるのに決定とされたとして非難している。もちろんこの決定が天皇の意見と偶然に一致していた可能性も皆無とは言えない。しかし、天皇と

左大臣の間で事前の相談があったか、天皇が左大臣の権勢に遠慮し、その意見を承認したと考えるほうが現実的であるように思われる。その意味で、個人の権力が議定の行方を左右し、決定にまで至った事例と考えることができるであろう。

また先に挙げた史料6では、「定」の前日に一部の公卿が左府の宿所に集まり、翌日の「定」のことについて話し合っていた。この事例の場合は、結局最終決定はここでの議論とはまったく異なるものとなったのであるが、事前に「定」の方向性について内々の合意形成がなされ、当日の「定」においてはその合意をなぞって決定するだけといった状況が本当に作られているのであれば、大きな問題であるといえるであろう。

以上の三例は特徴的なものを取り上げたにすぎない。物事を批判的に見る傾向のある実資の日記であるからこそ、「小右記」にはこれらの実情への批判的な見解がうかがえる。しかし、その他の公卿から異論が出たといったような記事はほとんど見当たらない。その意味では、このようにさまざまな方法でA議定における決定に介入することが可能だったのであるから、A議定は、介入者に対して国家の意思決定において非常に大きな力を与えることができたということになる。

2, B議定

B議定においても、「定」の結果は天皇に奏上され、その後了解する旨の勅が下ることから、最終決定権は天皇にあると考えられる。ただし、B議定は天皇から議題を提示された特定の上卿が基本的には単

独で行うものであるという性格上、A議定のように議論の過程で特定の上級権力者の影響を受けることがない。また、これはB議定の中でも特に人事案件などに言えることであるが、議定においてひとつの決定事項を提示することが多いため、最終決定も事実上ほぼ上卿に委ねられていると考えられる。以上のような点で、B議定はA議定と明確に区別して論ずべきであると考ええる。

ただし、特に人事に関する案件については、議論の過程で天皇自身が意見を表明して、議論に介入する場合も見られる。次の史料を見ていただきたい。

【史料16】『小右記』天元五（九八二）年二月四〜七日条

（四日）召御前被仰云、檢非違使別当宣旨可下之、左衛門尉藤師頼、左府経年举申、常臨其期、已以相違、右衛門尉大江匡衡、儒者当仁、平恒昌、身為侍中、所申難捨、同維敏、放使廳奏、件等四人中、太相府可定申者、（中略）、退出、太相国被申云、師頼左府年久举申者也、但同府尉藤原為長、一道成業者、又為勸解由判官十二个年、其後罷遷左衛門尉、去年蒙宣旨、而誤以他人被下宣旨、今及今年、若給宣旨於他人、天下之人可大驚欵、又匡衡者秀才、自中古以来、不知為秀才者蒙使宣旨之者、左右可在勅定、恒昌為文章生、身候雲上、所申可然、但文章生次第、右衛門尉幾忠已在上臈、彼已当其運、又維敏可有追捕者、為貞盛子頗揚名、其理運相当、又有使廳奏乎、為長・幾忠・維敏三人道理者等也、抑

唯可在勅定、若以他人被定仰者、天下聚口欵者、依御物忌不奏、入夜婦参内、候宿、

（五日）早朝奏太相国報奏之趣、被仰云、以左藤原為長・師頼・右大江匡衡可為檢非違使者、又々太相国可定申、入夜退私、今明太相府御物忌、

（七日）早朝参殿、申檢非違使之仰旨、被奏云、前日奏聞具趣、今重有此仰、又更何申、左右随勅命者、即参大内奏聞、仰云、左藤原為長・同師頼・右大江匡衡可為檢非違使之由、可仰上卿者、

これは、檢非違使の決定過程を示す史料である。ここでは「召御前被仰云、檢非違使別当宣旨可下之」とあるように、天皇が師頼、匡衡、恒昌、維敏の四人の人物の名を示し、この中から檢非違使を定めるようにと上卿である太政大臣頼忠に命じた。これに対し頼忠は、さまざま理由から天皇の指名したもののうちから維敏一人と、それ以外に為長、幾忠の二人の名を挙げ、これでどうかと奏上した。すると天皇はそのうち為長一人と最初に天皇が自ら挙げた匡衡、師頼の名を挙げ、もう一度「定」を行うようにと頼忠に仰せさせた。そして最終的には、最後に天皇が挙げた三人が檢非違使として決定した。

この事例では、次の二つの点に注目したい。一つは最終的には天皇の意見が決定事項になったということである。議論の途中で、頼忠は天皇が最初に挙げた人物とは別の人物の名を提示した。これによると、B議定では必ずしも天皇の意見に従う必要があったわけではないこと

がわかる。しかし同時に、「抑唯可在勅定」と述べ、天皇の意見の方が本来尊重されるべきであるとしている。人事権は本来天皇大権のうちの一つであり、その意味でB議定における天皇の影響力は大きかったと考えられる。

そしてもう一つ注目したい点としては、天皇が新たに三人の名を提示したため、最終決定もほぼこれで決まるといふ雰囲気であったにも関わらず、天皇の勅定という形で頼忠の意見を修正して決定したわけではなく、もう一度頼忠に定め直すように言っていることである。つまり、B議定においても、最終決定は天皇にあると考えられるもの、あくまで上卿による決定が必要であり、A議定のように勅定のみをもつて変更するわけにはいかなかったのである。

以上のように、B議定においては天皇が最終決定権を持っているが、その前提として上卿による「定」が必要であり、「定」の内容を変更する場合でも、上卿の決定を一度経てから、天皇の決定として勅を下しなおす必要があった。

この事例は、それでも天皇の意見が優先された場合であった。これに対して、次の史料を見ていただきたい。

【史料17】『小右記』長和四（一〇一五）年十二月二五日条

入夜資平来云、今日被仰資平事于左府、奏一切不可承之由、次被仰新帝頭事、又不可承、経通・道雅為宮亮、至経通当時申頭事、已無天許、今逢其時、道雅故院可相願由被聞皇太后、兩人必可為

藏人頭、仍不可承資平事云々、此間御詞太不便也、主人被仰因幡守忠貞延任事、其仰尤切云々、仍相府亦承此事許不承他事云々、甚鴻許也、勅語至今不可用云々、

これは、後一条天皇の藏人頭を決める際の様子である。この例では、三条天皇が藤原資平を次の天皇の藏人頭にしようとしたのに対し、左大臣道長（上卿か）の反対によって中止されている。このように、B議定は基本的には上卿と天皇の二者のみが関わる「定」であるため、その決定は両者の力関係に左右されやすいものであった。

（3）小括

これまで見てきたことでもわかるように、平安中期の国家意思決定においては、さまざまな人々が影響を及ぼしあっていたことがわかる。ただその場合でも（天皇↓上卿（↓諸卿））という基本的な流れや、天皇による議題の提示・最終決定などの枠組みはほぼ維持されていた。つまり、さまざまな影響もあくまで制度の枠内の出来事であったといえるのである。

もし制度をはずれて影響を及ぼそうとすると、それに反した者は、たとえそれが権力者であっても、批判されることとなる。次の史料を見ていただきたい。

【史料18】『小右記』寛弘八（一〇一一）年八月一日条

四条大納言告送云、頭弁示送、明日御法事可着鈍色者、為之如何云々、依先日定着綾表衣・青朽葉下襲・青鈍色表袴、而忽有斯告、至今何為、左府定臨時變改、非設二襲之人、難從反掌定者也、資平令參内并院、為令聞裝束之案内、民部大輔為任□興光朝臣有示送事等、一昨日頭馬頭以興光朝臣告以同旨、有慮外天恩之氣云々、資平從内退出云、明日參院之人可着鈍色、有左府氣色、雖然只今何為哉、

これは、一条天皇の法事の際に着る服の色に関する議論の様子である。この史料では、「左府定臨時變改」とあるように、諸卿の定めたる法事の服の色を左大臣が勝手に変更したため、主だった諸卿の間でも混乱が生じている。結局翌日の法事に左大臣が指定した色の服を着てきたものは、参加した公卿十人のうち半数にしかすぎなかった。つまり、どのような権力者であっても、あくまで制度の範囲内で権力を行使する必要があつたのである。

このように考えれば、制度上国家意思決定に対してさまざまな権限を有している天皇は、やはりある一定の影響力を有していると考えられる。しかし、その上で、制度をも利用することのできる権力者が現れた場合は、その人物の力は非常に大きなものとなるのである。

三 天皇と「定」

前章まで見てきたように、国家意思決定においてはさまざまな人々が影響を及ぼし合っていたが、その中でも天皇と「定」にはやはり重

要な結びつきがあることがわかってきた。そこで、本章では、天皇と「定」という観点から特に注目すべき三例を取り上げて検討していきたい。

(1) 「御前定」

前章までさまざまな「定」について見てきたが、ここではその中でも特に天皇の御前で行われる「定」について考えていきたい。というのも、議定の場に天皇がいる場合といない場合が区別されているということは、議定を行う公卿たちに何らかの影響を及ぼしたのではないだろうかと思われるからである。

それではまず、「御前定」で取り扱われる議題について検討していきたい。表7は御前で行われた「定」について、議題と定める人を中心にとめたものである。以下、この表に基づいて考えていきたい。

1, A 議定

まず、A 議定、つまり諸卿によって行われる「御前定」について検討する。その議題としてまず目につくのが除目と叙位である。この二つの人事関係事項の決定を原則として御前で行うということについては、儀式書にも記述があり、それが現実に行われていたことがわかる。その次に目につくのが神鏡定と造宮定である。このうち神鏡定とは、天皇家の三種の神器の一つである神鏡が、落雷などにより破損した場合の対処について話し合う「定」のことを指す。これについては、本稿で取り扱う五十年の間に二例しかないのであるが、その両方ともが

表7 御前定

天皇	年	月	日	A議定	B議定	不 明	
円融	天元5 (982)	正	6	受領功過、叙位			
			2	4		檢非違使(大相府)	女叙位
花山	永観2 (984)		10	14			
				17		蔵人 等(左大臣)	
				24			賀茂臨時祭使舞人等
			12	8			内御所定
一条	永観3 (985)	2	15			石清水臨時祭	
			9	14	小除目		
	長徳元 (995)	正	11	除目			
			4	24	除目		
	長徳3 (997)	7	17		臨時御説経僧名(大臣)		
			8	28		圓教寺会請僧(左大臣)	
	長保元 (999)	12	27	遠流事、不堪定			
	長保2 (1000)	正	13	叙位、除目			
			2	2		所宛(左大臣)	
			9	21			叙位
		11	25			御賀事	
長保3 (1001)	2	28		男一宮家司侍別当等文(左大臣?)			
寛弘元 (1004)	閏9	14	五節事				
寛弘2 (1005)	11	17	神鏡定				
		12	21		造宮行事(左大臣)		
寛弘3 (1006)	5	4		臨時御説経(左大臣)			
		7	3	神鏡定			
		10	2	除目			
寛弘4 (1007)	正	20		造宮叙位(左大臣)			
		2	9		殿上所宛、昇殿(左大臣)		
寛弘5 (1008)	3	27		諸国申請(左大臣?)			
		10	16	叙位			
寛弘6 (1009)	9	14				大式事	
寛弘7 (1010)	11	28				叙位	
寛弘8 (1011)	3	16		最勝講僧名(左大臣?)			
		8	11		蔵人、殿上(左大臣)		
三条		9	17			五節事、御即位宿所他	
		10	19		女叙位、補蔵人(左大臣?)		
		長和元 (1012)	3	14		諸司所々諸寺檢校・別当(左大臣?)	
		長和2 (1013)	正	6	叙位、受領功過		
	12		7			行幸舞人等	
長和3 (1014)	5	24	造宮国宛				
		10	15	受領功過			
長和4 (1015)		11	17	除目			
			22		造宮叙位(左大臣)		
		12	21		造宮叙位(左大臣?)		
後一条	治安元 (1021)	正	22	除目			
			8	28-29	除目		
	治安3 (1023)	正	5	叙位			
万寿4 (1027)	正	5	叙位				
			27	除目			
長元元 (1028)	9	27	除目、受領功過				
長元2 (1029)	正	6	叙位				
長元4 (1031)	正	5	叙位				
			11	女叙位			
		2	15	除目			

御前で行われている。

一方造宮定については、御前で行われる实例も多いものの、すべての議定が御前で行われるわけではない。それでは何か基準はあるのだろうか。これについて次の史料を見ていただきたい。

【史料19】『権記』寛弘二（一〇〇五）年十二月二日条

次左大臣有召、参御前、被定申造宮行事等、次還陣、亦被定造宮賞等事、

この史料では、左大臣は御前で造宮行事を行い、そのあと陣に還り造宮賞などを定めている。つまり、造宮の中でも特に人事に関するものが、御前での「定」にかけられていたと考えられる。

以上のことから、A議定における「御前定」は人事に関するものが中心であるといえる。神鏡定の位置づけについては難しいところがあるが、天皇の地位そのものと関わる重要項目であることが関係してくるのではないだろうか。

2, B議定

次に、B議定における「御前定」について検討する。ふたたび表7を見ると、B議定として特に目に付く議題には、蔵人の任命（『西宮記』にも記述あり）や昇殿者の決定、所々別当の任命などがあり、次に諸読経の僧名定が多くなっている。ただし後者については、御前で行われない場合も多々ある。理由は明示されていないが、議題の提示や

上卿を召すのは天皇の権限であることを考え合わせると、天皇の意思に左右されるものと考えられる。いずれにせよ、B議定も、A議定と同じく、人事に関する議題が「御前定」の議題の大半を占めていることがわかる。

このように、AB両議定とも「御前定」で取り扱われる議題は、恒常的な人事に関するものが大半を占めている。それでは、これらの議題を御前で行うことにはどのような意味があるのだろうか。

「御前定」の議論の過程を検討しても、御前で「定」を行うからといって天皇がそれに参加をしたり、議論の過程自体が影響を受けたりした事例は見当たらない。つまり一見すると、内容面で「御前定」とそれ以外の「定」との間に違いは見られないようである。それでも国家の最高権力者である天皇がいる前で「定」を行うことは、「定」を行う公卿にとって大きな意味を持つと考えられる。

一方、天皇にとってはどのような意味を持つのであるか。この事に関して表8を見ていただきたい。この表は、先ほどの表7に撰政や関白などの宿所で行われた「定」も盛り込んだものである。この表によると、天皇の幼少期には御前での「定」は行われず、代わりに撰政の宿所（直廬）で「定」が行われていることがわかる。また三条天皇の時代、天皇の目の病が重くなってきた際、除目を左府の直廬で行うようにという命が下っている。²¹つまり、御前での「定」は形式的なものではなく、実質的に天皇が政務を掌握できる能力を持っていることが前提とされていると考えられるのである。

表8 御前定十宿所定

天皇	年	月	日	場所	A 議定	B 議定	不明
天皇	天元5 (982)	正	6	御前	受領功過、叙位	檢非違使(大相府)	
円融…22			2	御前			
			4	御前			
	永観2 (984)	10	14	御前		藏人 等(左大臣)	女叙位
花山…16			17	御前			
			24	御前			賀茂臨時祭使舞人 等
			8	御前			内御所定
…17	永観3 (985)	2	15	御前			石清水臨時祭
			9	御前	小除目	所々別当(摂政?)	
	永延元 (987)	3	11	摂政*			
一条…7	永延2 (988)	10	25	摂政殿*			賀茂臨時祭
…9	永祚元 (989)	12	9(8)	摂政*	諸寺・所々別当		
…10	正暦3 (992)	正	17	摂政直簾*	除目、受領功過		
…12	正暦4 (993)	正	6	摂政直簾*	除目、受領功過		
…13			10	摂政直簾*	除目、受領功過		
	長徳元 (995)	正	11	御前	除目		
…15	長徳2 (996)	4	24	御前	除目	臨時御談経僧名(大臣)	
…16	長徳3 (997)	7	17	御前		圓教寺会請僧(左大臣)	
…18		8	28	御前			
	長保元 (999)	12	27	御前	遠流事、不堪定		
…20	長保2 (1000)	正	13	御前	叙位、除目	所宛(左大臣)	
			2	御前			
			9	御前			叙位
…21		11	25	御前		男一宮家司侍別当等文(左大臣?)	御賀事
	長保3 (1001)	2	28	御前			
			12	左府御宿所*			一宮御談経僧名
…22	寛弘元 (1004)	閏9	14	御前	五節事		
…25	寛弘2 (1005)	11	17	御前	神鏡定	造宮行事(左大臣)	
…26		12	21	御前		造宮成功(左大臣、中宮権大夫)	
	寛弘3 (1006)	2	28	宿所*御前		臨時御談経(左大臣)	
			5	御前			
			7	御前	神鏡定		
			10	御前	除目	造宮叙位(左大臣)	
…27	寛弘4 (1007)	正	20	御前		殿上所宛、昇殿(左大臣)	
			2	御前		諸国申請(左大臣?)	
	寛弘5 (1008)	3	27	御前			
…28		10	16	御前	叙位		
…29	寛弘6 (1009)	9	14	御前			大式事
…30	寛弘7 (1010)	11	28	御前		最勝講僧名(左大臣?)	叙位
…31	寛弘8 (1011)	3	16	御前		藏人、殿上(左大臣)	
			8	御前			
三条…36		9	17	御前		女叙位、補藏人(左大臣?)	五節事、御即位宿所他
			10	御前		諸司所々諸寺檢校・別当(左大臣?)	
	長和元 (1012)	3	14	御前			
…37	長和2 (1013)	正	6	御前	叙位、受領功過		
			12	御前			行幸舞人 等
…38	長和3 (1014)	5	24	御前	造宮国宛		
…39		10	15	御前	受領功過		
			11	宿所*	除目	御談経僧名(左大臣)	
	長和4 (1015)	10	14	御前		造宮叙位(左大臣)	
…40			22	御前		造宮叙位(左大臣?)	
			12	摂政前*		臨時祭定(頭弁)	
	長和5 (1016)	3	2	摂政宿所*			
後一条…8		4	28	摂政宿所*	除目		
			5	摂政宿所*	諸寺諸国司申請雑事		
	寛仁2 (1018)	正	5	摂政御宿所*			叙位
…10	寛仁3 (1019)	正	21-23	関白直簾*	除目、受領功過	談経僧名(右大臣?)	
…11	寛仁4 (1020)	9	12	関白直簾*			
…12		11	28-29	関白直簾*	除目		
…13			29	御宿所*	受領功過		
	治安元 (1021)	正	6	御前	叙位、受領功過、祭使等加階		
			22	御前	除目		
			8	御前	除目		
	治安3 (1023)	正	5	御前	叙位		
…15	万寿4 (1027)	正	5	御前	叙位		
…19			27	御前	除目		
	長元元 (1028)	9	27	御前	除目、受領功過		
…20	長元2 (1029)	正	6	御前	叙位		
…21	長元4 (1031)	正	5	御前	叙位		
…23			11	御前	女叙位		
			2	御前	除目		

● *は御前以外の場所で「定」が行われる場合に記した。●天皇の名前の後ろに記した数字は天皇のその時の年齢を示している。

ここで注目したいのが、「御前定」での議題が恒常人事、つまり天皇のもとで働く官人たちの仕事や地位を決定するものがほとんどであるということである。²²⁾そこで「御前定」には、天皇が彼らの「定」を直接自分の目で見ることで、官人たちを直接的に支配するという意義があるのではないかと考えられるのである。御前以外で行われる「定」においても、「定」の結果は天皇に奏上され、最終決定は天皇が行うが、「御前定」では天皇が「定」を直接見ることを通じて天皇が人事を掌握し、その人事の対象者を支配下に置くという意義があるのではないかと考えられる。次節でも述べるように、院も院の藏人や判官代を定める時は院の前で行っている。このように考えれば、「御前定」は天皇にとって、直接的に支配すべき官人たちの地位を定める際、天皇が自分の目でその決定を見て納得する、また認めることができるという点で大きな意義を持つと考えられる。

つまり「御前定」は、天皇・公卿双方にとって君臣関係を認識する重要な場であり、その点において大きな意味を持つ「定」の形態といえるのである。

(2) 天皇幼少期と摂政・院

本節では、天皇が幼少で自ら政を執行できないと考えられる時期には、国家の意思決定機構にどのような変化が生じるのかということについて検討していく。具体的には天皇幼少期に特に顕在する摂政と院の動きを見ていきたい。

1, 摂政

ここでは、摂政が国家意思決定のどのような面に関わっているのかを検討することで、摂政と国家意思決定の関係について考えていきたい。

① 摂政直廬(宿所)での定

前節でも述べたように、摂政が存在する時期には、表8のように摂政直廬で「定」が行われている例がよく見られる。そこで、取り扱われる議題は、除目、叙位、受領功過や別当など、人事に関するものがほとんどである。また、摂政直廬で「定」が行われている時期には、天皇の御前での「定」の事例はまったく見られない。前節において、「御前定」の意義は、天皇・公卿双方にとって、君臣関係確認という意義があり、特に天皇にとっては自らに奉仕する官人たちの職務や地位の決定を行う際に、その決定を自らの目で見、認識して彼らを直接的に支配することができるという点にあるということを明らかにした。以上によると、摂政直廬での「定」とは、幼少期にその認識能力のない天皇の政務を摂政が代行して行うためのものであったと考えられる。

② 議題の提示

前章でも述べたが、天皇幼少期に摂政は天皇による議題提出権を完全に代行していたと考えられる。

③ 議題の提示と定める人の一致

②でも述べたように、摂政は天皇の議題提出権を代行する権限を有している。一方で、摂政は自らがB議定の形で「定」を行うこともあつた。つまり摂政は議題の提示と「定」を一人で行うことが可能なので

表9 摂政定

年	月	日	議 題
永延元 (987)	3	11	所々別当
永祚元 (989)	正	15	昇殿、檢非違使
長和5 (1016)	2	13	所々職事昇殿
		26	所宛
	4	6	典侍前驅
			内裏殿舎門廊立柱上棟並遷御之日
	5	11	大嘗会所々預
		7	10
	8	17	御禊女御代
		11	26
		28	判官代
		12	18
寛仁元 (1017)	10	25	賀茂行幸御祈禱十社御説経事

ある。これは天皇には見られない摂政のみの特徴である。それではこのことが、国家意思決定においてどのような意味を持つのであろうか。表9を見ていただきたい。これは摂政が自ら「定」を行った事例について、その議題をまとめたものである。これによると、摂政自らが定める議題は、藏人や所々別当など恒常人事のうち、B議定で取り扱われるものがほとんどである。ここで想起したいのが、「御前定」のうちB議定で取り扱われる議題も、恒常人事に関するものがほとんどであったことである。またB議定で取り扱われる恒常人事の「定」の上卿についてみると、当時の筆頭公卿である左大臣がほとんどであった。このことから考えると、摂政による「定」とは、摂政がいな

い時には天皇の御前で筆頭公卿よって決定されることの多いB議定での恒常人事を、摂政が両者の働きを一本化し、一人で定めるものであると考えられる。つまり天皇が成人した後は、摂政による「定」はB議定の形態の「御前定」に一致することになると考えられる。

以上のように、摂政は、

天皇の国家意思決定におけるすべての権力を代行することが可能であったと考えられる。またその際の摂政の動きは、天皇権力の代行権の範囲内で行われており、それを逸脱した決定などは見られない。前章で述べた制度内での権力行使がここでも生きているのである。そしてここから国家の意思決定権について考えると、もしこれらの権限が完全に儀式化されているのであれば、幼少の天皇でも形式的に行うことは可能である。しかしこれらの権限は、天皇に判断能力のない幼少期には摂政が完全に代行している。つまり国家意思決定における諸権限は、行使するには実質的な判断力が必要とされていたことがわかる。このことから、成人後の天皇は、国家意思決定において大きく意見を反映させる機会を有していたと考えられるのである。

2, 院

摂政の場合とことなり、摂関期における天皇と院の関係や院の働きについて、定説となっているものは特には見当たらないように思われる。そこで以下、国家意思決定という観点において、院はどのような位置を占めているのかという点について検討したい。表10は、院と意思決定との関係を表すと考えられる事例を取り出してまとめたものである。以下この表をもとに検討を加えていきたい。

①院での定

上卿が院の御前で「定」を行うことがある(天皇御前定と異なりA議定による「定」は見られない)。ここであつかわれる議題としては、摂政の「定」の場合と同様、藏人、昇殿、説経僧名などがほとんどを占めて

表10 院と定

年	月	日	議 題	定める人	院との関係
永延元 (987)	2	4	御八講雑事	左府・右將軍	院で定める
	3	14	臨時御読経僧名	左府・右將軍	院で定める
	4	5	御八講僧名	左大臣・左右兩大将	院で定める
永祚元 (989)	正	15	藏人・昇殿・檢非違使	摂政	定めた事について院に報告させる
		18(17)	判官代・藏人・昇殿	左大臣	院で定める
	2	3	除目(宣旨)	摂政	申す内容について院に報告
	12	3	御元服後行幸雑事	左府、春宮大夫、修理大夫	院で定める
長和5 (1016)	2	13	所々職事・昇殿	摂政	院で定める

いる。これらは一見すると、天皇の御前定のB議定と非常に似ており、院にも天皇を代行する権限があるように思われるかもしれない。

しかし表10によると、永祚元(九八九)

年正月十五日に摂政による藏人・昇殿の「定」が行われており、その翌々日の十七日に左大臣による藏人・昇殿の「定」が院で行われていることがわかる。十五日の「定」はその日のうちに結論が出ており、十七日に再び同じ内容の定を行うのは不自然である。このように考えれば、前者は天皇の藏人・昇殿を定める「定」であり、後者は院の藏人・昇殿を定めているものと解するのが自然であるように思われる。

つまり院は、天皇と同じように国家における藏人を定めるわけではなく、あくまで「院の」藏人や「院の」昇殿などを定めているだけであると考えられる。前節では天皇の「御前定」は、官人を直接支配するためであると述べた。

そのため、天皇が統治するわけではない院の藏人などは御前で定める必要はなく、直接の支配者である院のもとで「定」を行うことになるのである。つまり、院の御前での「定」は、天皇の代行でこそないものの、天皇御前定と同種のものであると考えられるのである。

② 院への奏上

成人後の天皇の場合、「定」の内容や結論は議定のあと天皇に奏上された。同じように院の場合も少数の事例ではあるが、「定」に関する内容を院に奏上された事例が見られる。それぞれ、どのような時に奏上されたのであろうか。

まず一つは、藏人などのB議定で定められる恒常人事である。これは①と同様、院に関する人事案件であるため奏上されたものと考えられる。また二つめとして、天皇から事前に諮問を受けていた事案に関して「定」の後奏上するというものもある。

ただし、この二つの場合以外に院への奏上が行われている事例がある。具体的には実資の参議任命の際や道隆の内大臣任命の際などに行われている。これらの例は、一見院とは関係がない国家の除目であり、院と国家の関係を考える際に重要な意味をもつと考えられる。そこで、特にこの二例について検討していきたい。まずこの二つの史料を次にあげる。

【史料20】「小右記」永祚元(九八九)年二月三〜五日条

(三日) 参内、摂政被命云、以権大納言藤原朝臣道隆、可任内大

臣、其日可抔申事可仰大納言者、即於左仗仰權大納言、令申恐奉之由、即申撰政、小選參院、奏撰政之被申旨、

〔五日〕參内、撰政被奏院云、〔中略〕、又以權大納言道隆可任内大臣之由、此兩三年左大臣有催奏事、而所不信任也、兼家年老位高、且暮難期、近習臣猶可居大臣、仍殊可任給之由仰宜了、來廿三日可行其事者、參院奏聞、仰云、此三事々々承之者、

【史料21】『小右記』永祚元（九八九）年二月十八—二〇日条

〔十八日〕使新中納言被奏円融院、是八座事也、為承又々仰者、又被仰云、猶以余可被加任八座之由仰事已切云々、

〔十九日〕早朝參院、暫罷出、權中納言依院參入云々、是余八座事也、昨日撰政被奏云、加任事猶可難欵者、今日院仰云、此般事為他人可無誘難、只在於吾者、即帰參申撰政者、入夜遇權中納言聞案内、已有許容者、

〔廿日〕暹明參院、奏身上事、則退出、參撰政殿、被命云、院仰已重、難固辞申、今日可令奏聞、可在存心中、今依此事人々怨多欵、偏依院仰所可加任也者、以權中納言被奉院、是被奏御返事、已有可許、余參内、次參院、良久候御前、奉撰政之被奏趣、既有可許之趣、

前者は藤原道隆を内大臣に任じるまでの様子、後者は藤原実資を参議に任じるまでの様子である。天皇は成人後、人事に関する奏上を受けたり、意見を述べたりする権利を有している。これらの例も一見そ

れと同じように見えるため、人事権に関しては院が天皇の動きを一部代行しているようにも見える。しかし、天皇の場合とは次の点で大きく異なっている。それは、すべての人事に関与する天皇に対し、院の場合は比較的位の高い人事、それもその一部のみにしか関与していないということである。具体的にどのような人の人事であるかということについて検討してみたい。

史料20の藤原道隆は、円融院の女御・詮子の同母の弟であるし、史料21の実資は、円融院の院別当（円融在位時は天皇付の藏人）であった。つまり両者とも、円融院と深いつながりを持つ人物だったのである。

このことから考えると、院の人事への関与は制度的に保障されているわけではなく、院にかかわりの深い事案に対して、院が自発的に介入した結果ではないかと考えられる。

以上によれば、院は制度的には国家意思決定の中心を担うことはなかった。特定の人事への介入は見られるものの、それは、基本的には自分の関心の範囲内で動いており、天皇の国家における意思決定とはまったく異なるものであった。

なお他の院に比べ、円融院の国家意思決定過程への関係記事が多くなっているが、それは『小右記』の筆者、藤原実資が円融院付きの院別当であったためであり、必ずしも円融院が国政参加に積極的であったとか、他の院が無関心であったとは言えない。このことは、実資が参議となった後、円融院に関する記述が激減することからも言えると考えられる。

(3) 天皇と関白

関白もさまざまな形で国家意思決定に関与していると考えられる。しかし、摂政の場合と違い、成人した天皇は、自らも国家意思決定における諸権力を行使している。そこで本節では、関白は国家意思決定に対してどのように関わっているのか、また天皇と関白の国家意思決定における役割には連係や対応関係はあるのか、という点について考えていきたい。

それでは、関白はどのような点で国家意思決定に関わっているのか。以下具体的に見ていきたい。

1, 関白直廬(宿所)での「定」

関白も摂政と同様、自らの直廬で「定」を行う場合がある。しかし関白の在任期間の場合、同時に天皇の御前での「定」も行われている。この二つはどのような関係にあるのか。まず次の史料を見ていただきたい。

【史料22】『小右記』寛仁三(一〇一九)年十二月二日条

摂政被辞退撰録可為関白、明年正月叙位・除目猶於宿廬可被行、至京官除目於御前可被行者、

これは、後一条天皇即位後の人事についての話し合いの一部である。この史料によると、「為関白、明年正月叙位・除目猶於宿廬可被行」とあり、関白に任じられた直後の叙位・除目は関白直廬で行い、「至

京官除目於御前可被行者」とあるように、京官除目は御前で「定」を行うとされている。

前節でも述べたように、天皇の幼少期には国家の意思決定に関する職務はすべて摂政が代行していた。そのため、摂政がいなくなり、天皇自ら職務を執るようになって、すぐには執政をし慣れていないものと考えられる。一方、関白も就任直後は関白としての職務はし慣れていないものの、公卿や摂政などの立場でもって多くの「定」に従事しており、天皇と比較してより多くの経験を積んでいる。つまり関白頼通の直廬での「定」は、天皇がまだ自ら執政をし慣れていない時期の意思決定に関する職務を一時的に関白が代行するものであり、天皇がみずから御前での「定」を行えるようになった場合には、必要なくなるものであるといえる。

実例としても表8を見ていただくと、関白頼通の直廬での「定」は寛仁四(一〇二〇)九月から治安元(一〇二二)年の正月までの関白就任後数ヶ月に限られており、それ以後はずっと後一条天皇の御前での「定」がおこなわれていくのである。²³⁾

2, 議題の提示

関白が「命」や「仰」といった形で議題を提示していると考えられる事例がある。ただし、この関白による議題提示は、関白が自ら発議して議題を提示しているわけではないようである。次の史料を見ていただきたい。

【史料23】『小右記』長元四（一〇三二）年七月十九日条

頭弁伝勅命云、実関白、早可定申仁王会事者、答廿五日可定由、

これは、仁王会定の議題提示の様子を記した史料であるが、「勅命」

という言葉のあとに注釈で「実関白」と書かれている。つまり、あくまでも天皇の意見という形態をとりながらも、実は関白が大きな影響力を持って、意思決定に関与していると考えられるのである。このこと自体も問題であり、議論していく必要があるが、逆に言えば、関白には議題を提示する権限はなく、あくまでも天皇の勅という形を取らなければ議題の提示はできないということなのである。

すなわち、関白による議題の提示も、第二章第一節で述べたように、〈天皇↓関白↓諸卿（もしくは上卿）〉という流れのうち〈関白↓諸卿〉

という部分だけが史料として残されたからではないかと考えられるのである。一見関白による議題の提示と見えるものは、あくまでも天皇の勅が先行した結果であったと考えられるのである。

3、内覧²³

A・B両議定で定められた内容は、ほぼすべて天皇に奏上され、その最終決定を仰ぐわけであるが、関白が内覧の権限を持っている場合、その間に関白が入る形になる。そのため関白によって議定での結論が歪められたり、天皇の決定権が阻害されたりすることはないのか、という疑問が浮かんでくる。まず前者の問題に関して次の史料を見ていただきたい。

【史料24】『小右記』治安二（一〇三二）年四月三日条

定文納莒以行事左中弁重尹令奏、先内覧、関白云、紀伊国先年少々築東大垣、可改充少破所者、但今日不可改奏、改定下給者、

これは、大垣の修理の国宛の様子を記した史料である。この史料によると、「先内覧、関白云」のように、奏上前にまず内覧した案件について関白が意見を述べ、修正している。この後実際に天皇に奏上された内容が残っていないため断言はできないが、このように諸卿などが定めた内容に関して関白が修正を加え、それを奏上したため天皇の最終決定が影響を受けるということも考えられるのである。その意味で、関白が（関白に限らないが）内覧を行うということが国家意思決定に対して持つ意味は大きいであろう。

ただ、天皇が国家意思決定に関してもつ意味を考える上では、むしろ後者の天皇の決定権が阻害されることのほうが問題であるといえる。ここで、先に紹介した史料13をもう一度見ていただきたい。この事例では、関白の内覧を経て特に意見がつかなかった（関白の内覧の様子は記されていないが、記されていないからこそむしろ修正されていないと考えられる）案件について、天皇が意見を述べ、修正している。つまり、仮に先に内覧されていたとしても、そのことで天皇の決定権が阻害されることはないのである。

先に見た史料24は、A・B両議定のもつ意味の低下や、関白が国家意思決定に対して持つ影響力の大きさを論じる上では、たしかに重要

である。しかし天皇との関係でいうならば、史料13は、関白が内覧の過程でどのような修正を加えたとしても、天皇は自らの意思でそれを修正することが可能であることを示す非常に重要な史料であると言える。つまり、国家意思決定における最終決定を下すのはあくまでも天皇なのである。

以上のように、関白は天皇執政開始初期の補助的な役割を除き、国家意思決定に対して制度的にはほとんど何の権限も持っていないといえる。もちろんその権限を使って介入することはよくあることであるし、実質的には天皇ではなく関白が決定していると思われる場合も多々ある。しかしそうであっても、国家意思決定における重要な地位を占めた天皇が表に立つことが前提であり、摂政とは違い、関白は自らの力だけでは国家を領導することはできなかったのである。

(4) 小括

本章では天皇との関係で、大きく分けて「御前定」・天皇幼少期の「定」・関白在職時の「定」の三つの点について議論してきた。天皇が国家意思決定過程において重要な位置を占めているということは、前章で検討したことで明らかである。本章では、そのような天皇の権限は、幼少期の摂政における代行以外には、たとえ水面下でさまざまな影響を及ぼしてくる人々がいるとしても、基本的には天皇自らが行使しなければならないものであったことを示している。またこのような天皇の権限は、必ずしも形式化しているとはいえない。天皇自らの

意思で権限を行使していると考えられる事例もいくつも残っているのである。このように考えれば、国家意思決定における天皇は、制度的にはもちろん重要であるが、実質的にも国家意思決定の中心人物として一定の地位を占めていたと考えることができるであろう。

おわりに

最後に本稿で明らかにしたことと、問題点・今後の課題についてまとめおきたい。

これまで、国家意思決定におけるさまざまな実例を検討してきた。その中で天皇・摂関・院・公卿などが、国家意思決定の中で担う役割というものも、わずかであるが見えてきたと思われる。これらが担う具体的な役割については、各章・各節ごとにまとめたため、ここでは繰り返さない。ただ、国家意思は個人の意思だけで決定することはほぼなく、かならず複数の人物の意思が絡まり合って形成されていく。そこで、個々の人物の持つ役割とは別に、これらの人物が関わりあつて形成される国家意思決定と権力構造の関わりについて述べたい。この際、はじめにでも述べたように、制度的な役割と実質的な役割の二つの側面から、国家意思決定について考えていきたい。

制度的側面 制度的側面で中心的な役割を担っているのは、やはり天皇である。天皇は議題提出権と国家意思の最終決定権という二つの独自の権力を有しており、これらの権力を、基本的には天皇自らが実質的に行使しているからである。もちろん、天皇が幼少の時や病氣な

ど、自ら権力を行使することが難しい場合には、他の人が代行することとはある。具体的には、摂政は天皇が幼少期には天皇が国家意思決定に関して有するすべての権力を代行することができるし、関白も就任初期で天皇がまだ政務に長けていない時に、その権力を一部代行することが可能である。しかしこれらの場合以外は、天皇のみが国家意思決定における権力を行使することが可能となる。

このことについても少し考えてみると、天皇がいなければ議題は提出されない、つまりその時点で国家で問題となっている重要案件について議定することはできない。また、国家意思の最終決定がされなければ、実質的な行動に移れないということになる。つまり、天皇がいなければ基本的には国家は運営されないのである。

国家意思決定におけるもう一つの制度的な権力としては、公卿によるA議定・B議定がある。この二つについて、特にA議定に関しては、議定の中で統一見解を出すこともないことなどから、あくまでも天皇が最終決定を下すに当たっての参考意見を提示するものにすぎないといえるであろう。もちろん天皇は、基本的には議定での決定を尊重して決定を下してはいる。ただしそれでも、最終決定を下すのはやはり天皇であるし、また天皇が議題提示をしない限り議定は開けない。その意味で、A・B両議定が国家意思決定に対して果たす役割は無視できないものの、国家意思決定における制度的な役割を考える上では、やはり天皇がもつとも大きな権力を持つ存在といえるのである。

実質的側面 次に国家意思決定における実質的な影響について見て

いきたい。上述のように、制度的には天皇がもつとも中心的な役割を担っているといえる。しかしその裏では、摂関や上臈公卿がその地位を利用したり、密かに相談したりするなど、さまざまな方法で国家意思決定に関与している。

具体例についてはこれまで述べてきたため重ねてあげることはしないが、正式な議定が開かれる前に、一部の公卿が集まって事前に判明している議題について話し合いをしたり、関白と上臈の公卿が二人で密かに今後の方針について話し合いをしたりするのである。また、摂関や院などが今問題となっている事案や、今度議定が開かれる予定の議定について、事前に自らの意見を伝えている場合もある。たとえば、関白から公卿に議定の召集を伝える際に自分はこのように思うが、「定」も行って欲しいというように、議定の方向性を左右するような発言をしている場合もある。もちろんこういったものすべてが、最終決定に反映されているわけではない。しかし、議定や天皇の意見の方向性を決定するのに関して、一定の影響力を有していたことは疑い得ない。この意味で国家意思決定について考える際は、実質的な側面も無視できないのである。

ただしここでひとつ注意しておきたいのは、これらの影響も基本的には制度で定められた範囲を大きく逸脱することはないということである。今述べた例についても、密かに議論した内容や表明された意見がそのまま決定に至るわけではなく、「天皇による議題提示↓諸卿による定(A・B両議定)↓天皇による最終決定」という流れはきちんと

踏まれているのである。そして、この流れに反する形で影響を及ぼすうとすれば、たとえ大きな影響力を持つ者であっても批判の対象となるのである。

以上、制度的側面と実質的側面の両方について見てきた。このことからまず、国家がきちんと運営されるためには天皇の存在は必須であると言える。国家意思を決定するためには、議題提示と最終決定という二つの流れは必ず踏まなければならないが、それらは天皇の権限に属するからである。

ただし、国家の方向性を実質的に定めるにあたっては、それ以外の人の影響が非常に大きな位置を占めてくる。人によっては、天皇が議題提示や最終決定を下すに当たって、自らの意見を反映させている可能性もあるからである。このように、真にこの時代の権力を担う人達は、制度、つまり天皇と定められた議定をうまく利用することで国家の動きを左右していったのである。

本稿においては、これまでの研究においてほとんど検討されていなかった平安時代中期の権力構造について正面から取り上げ、いくつかの点について実証してきた。しかし時代をかなり限定したため、前後の時代、特に後に続く院政期との違いやつながりについては、ほとんど述べることができなかった。本稿の扱った時代では、国家意思決定に対して制度的な役割をまったく担っていないと述べた院が、院政期になると国家の中核として大きな権力を握ることとなる。また、A議

定も公卿全員を招集し、天皇の意思決定における参考意見を提示させるものから、特定の公卿を招集するとともに、閔白や非参議の人々も参加し、実質的な決定を下す、いわゆるB議定に近い形となっていく。このような変化の理由や、これらが持つ意味についても本来であれば検討すべきであったが、能力が及ばなかった。

今後は本論で明らかにしてきた平安時代の権力構造にさまざまな批判を加えていただきながら、この時代をもしつかりと踏まえた院政期研究が進展することを期待したい。

【註】

*この論文では「小右記」「御堂閔白記」については「大日本古記録」を、「権記」については「史料大成」を、「西宮記」については「神道体系」を、それぞれ基本として使用することとする。

- (1) 土田直鎮「撰関政治に関する二、三の疑問」(『日本史の研究』三三、一九六一年)
- (2) 橋本義彦「撰関政治論」(『日本歴史』二四五、一九六八年)
- (3) 吉川真司「撰関政治の転成」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年)
- (4) 倉本一宏「一条朝における陣定について―撰関政治像再構築のための一試論―」(『古代文化』三九―七、一九八七年)
- (5) 曾我良成「王朝国家期政務研究の現状と課題―陣定の評価をめぐって―」(『歴史評論』五二五、一九九四年)
- (6) 大津透「撰関期の陣定―基礎的考察―」(『山梨大学教育学部研究報告』四六、一九九六年)
- (7) 吉川真司 前掲書
- (8) A議定には定める場の違いなどによって、「陣定」「殿上定」など様々な分類される。その中で本稿においては、「陣定」をA議定の典型的な

- 形であると考えるところ。「陣定」が史料上、もっとも開催数の多い定であるからである。
- (9) ただしB議定の例として少数ではあるが、単独ではなく複数の特定公卿が召集されるものもあった。
- (10) 倉本一宏 前掲書
- (11) 大津透 前掲書
- (12) 安原功「平安中後期の国家意思決定過程」(『歴史評論』五五九、一九九六年)
- (13) 佐々木宗雄「王朝国家期の王権—人事決定・政務決裁の構造」(『文化史学』四五、一九八九年)
- (14) 数ある儀式書の中で特に『北山抄』を取り上げたのは、筆者の藤原公任が、ちょうど本稿で取り上げる時期に活躍した人物であり、最も時代に即した検討が可能であると考えからである。ただし、以下検討していく中で、『北山抄』のみでは不十分なときや、より適切な記述がある場合は、適宜他の儀式書も使用していくこととする。
- (15) 表4は、特徴的な例のみを取り上げたものであり、実際は左大臣以外が同様に議題を提示しているように見える例も多く存在する。
- (16) ここでは「左府云、…」となっているが、先に明らかにしたように、これは天皇が議題を提示したものを左府が受け、諸卿に伝えているものがあり、議題を提示しているのは天皇であると解することとする。
- (17) その他「小右記」長元五(一〇三三)年八月七日条でも、「事已不輕」としてA議定の形で「定」を開催している。
- (18) しかし一方で、特定の公卿に参加を要請したものの、理由も付されず、最終的には要請された公卿が参加しなかったという例も見られる。
- (19) 認められた例：「権記」長徳四(九九八)年九月十九日条 他
認められなかった例：「小右記」寛仁二(一〇一七)年四月五日条 他
- (20) 一条天皇：…五才で即位、十五才まで摂政宿所で「定」
後一条天皇：…七才で即位、十二才まで摂政宿所で「定」
- (21) 『御堂関白記』長和四(一〇一五)年十月二十一日条
- (22) ただし、恒常人事であっても御前で行われない事例もいくつか見られる。このような事例と御前で行われる事例との違いについては、未だ検討が及んでいない。
- (23) 頼通の関白就任は寛仁三(一〇一九)年十二月。ただし、寛仁四(一〇二〇)年一月から八月は、当時のほぼ唯一の史料である『小右記』が記事を欠いているため確実性は低下するといえる。
- (24) 内覧は関白以外の人物(たとえば伊周や道長)が個々に任命される場合もある。ただし、これらの場合に議定での決定の奏上についての内覧の事例がほとんど残っていないため、本論文においては関白の国家意思決定における事例の一つとして論じることとする。

(和歌山県庁)